

不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(2021.1.28 改訂版)

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部

★ 事業者としての社会的役割

不動産事業者として感染拡大防止という社会的な役割を認識し、個々の店舗や職場の特性に応じた対策を講じましょう。

★ 基本的な感染予防対策・・・「三つの密」対策

社員・従業員・職員（以下「社員等」といいます）の皆さんや来客されるお客様への感染を防止するために、マスクの着用、咳エチケット、手洗いの励行と「三つの密(出来る限りゼロ密)＊」の対策を徹底しましょう。

- ① **密接しない**…人との距離は出来れば2m、少なくとも1mを確保しましょう。
- ② **密集しない**…店舗や事務室ではレイアウト等を工夫し、多くの方々が集まることがないようにしましょう。
- ③ **密閉しない**…風の流れができるように1時間に2回程度（1回につき数分程度）換気を励行しましょう。

感染リスクが高まる5つの場面＊

- 場面1 飲食を伴う懇親会
- 場面2 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 場面3 マスクなしでの会話
- 場面4 狭い空間での共同生活
- 場面5 居場所の切り替わり（特に職場の休憩室・更衣室・喫煙場所等の狭い場所への移動による感染リスクの増）に注意

★ 具体的な対策等について

◇ 感染予防対策の体制整備

- ・経営トップが率先して対策の策定や変更について検討する体制を整えましょう。
- ・感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法や労働安全衛生関係法令等を踏まえるとともに、国や地方自治体等の新型コロナウイルス感染症に関する正確で新しい情報を常時収集しましょう。

◇ 店舗・事務所等における勤務・通勤形態

- ・テレワーク、時差通勤、ローテーション勤務、変則労働時間制等の様々な勤務形態を検討し、密を回避すると共に交通機関の混雑緩和に配慮しましょう。
- ・公共交通機関を利用せずに通勤出来る従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意します。

◇ 店舗・事務所等における感染防止対策

- ・飛沫感染防止のため、限られた面積の店舗や執務室はレイアウトを工夫するなど一定の距離(少なくとも1m)を保てるように努めましょう。仕切りのない対面の座席配置は避けましょう。やむを得ない場合には透明なアクリル製の遮蔽板や透明なビニール製のカーテンを設置したり、横並びの席に配置するなど工夫しましょう。
- ・マスクは必ず着用し、手洗い・手指の消毒やうがいを励行しましょう。フェイスシールド等も活用しましょう。
- ・窓の開閉が可能な場合には、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気（1時間に2回以上、1回につき数分程度）を行いましょ。また、空気清浄機も活用しましょう。
- ・床の清掃やゴミの処理の際は（回収時は手袋・マスク着用、回収後に手洗いの励行）にも注意しましょう。
- ・複数の人の手が触れる場所や箇所（ドアノブ、スイッチ、蛇口、パソコン、電話器、ゴミ箱、エレベータのボタン、テーブルや椅子等の什器備品類）は適時消毒するように努めましょう。 → 裏面に続く



マスク



咳エチケット



手洗い



ソーシャルディスタンス

◇ 健康の確保

- ・社員等に対し出勤・始業前に、体温や体調等（発熱のほか、のどの痛み、咳、鼻水、だるさ、味覚・嗅覚障害等を含む体調不良）について各自チェックを行い毎日職場への報告や記録に努めましょう。
- ・毎日規則正しい生活を励行し、質の良い睡眠を取るとともに、休日は休養に努めましょう。
- ・体調が思わしくない場合は無理をせず休暇を取得し自宅で待機（療養）しましょう。
- ・「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の強い症状がある場合や発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、さらには高齢や基礎疾患がある方・妊婦の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、かかりつけ医、新型コロナ受診相談窓口や最寄りの保健所に早めに電話し相談しましょう。

◇ 取引物件の対象となる現場での対応

- 取引物件のある現場においても「三密」回避等に配慮し対象となる現場毎に適切な対応を図りましょう。
- 現地案内所等での各種の打合せや食事等の際は一定の距離を保つことやマスク会食に努めると共に、換気にも配慮するなど万全を期しましょう。
- 現地案内は出来るだけ一組毎の予約制にしましょう。
- 現場の物件等の状況に応じ、マスク着用を励行し消毒液の設置や定期的な消毒を行うとともに、感染防止対策を示したポスター等を掲示し「三密」回避等の意識向上の定着を図りましょう。

◇ 社員・従業員等に対する感染防止策の啓発

- 日常生活を含む行動変容を促すため「人との接触を8割減らす10のポイント(厚労省)」等を周知しましょう。
- 新型コロナウイルス感染症から回復した社員・従業員やその関係者が職場内で差別されないように、周知啓発を行い円滑な職場復帰のために十分配慮しましょう。
- 取引先等にも同様の取組みを行い感染防止の協力を求めましょう。

◇ 感染者が確認された場合の対応

- 社員等が感染した場合には、社内において早期に報告等を行うと共に、地元の保健所等の指示(勤務場所や勤務状況等についての報告や消毒が求められます)に従い、感染者本人や濃厚接触者の確認、隔離、入院治療等が円滑に行われるように速やかに協力しましょう。
- 感染者の人権や個人情報の取扱いに配慮し個人名が特定されないように留意しましょう。会社名は通常、公開を求められませんが、公開するかどうかはそれぞれの経営トップの判断となります。

◇ 取組事例

- 来店を案内するDMやチラシ配布等に替えて、メール、電話、インターネット、ビデオチャット等を活用し、対面での接客機会が増えないように工夫します。
- 事前にお客様に来店・来場時の質問や確認したい事項等を整理していただき、事前に送付してもらうなど長時間の会話や接客を避けます。
- 書類や鍵は極力追跡可能な送付方法で対応します。
- お茶等の飲み物を提供する場合は、感染防止のためにペットボトル等に変更します。
- 物件の内見等は、窓を開け常時換気し、案内用の備品(スリッパや手袋等)は使い捨てに替えたりこまめに消毒を励行したり、長時間に及ばないように配慮します。
- 非対面で内見出来る写真や動画、VR、バーチャルツアー等のWEBサービスの活用、WEB会議システムやビデオ通話を活用し、担当者が現地から物件情報を影響する等現地内見件数の削減を図ります。

◇ 店舗・事務所等における顧客等との対応

- 各事業者の営業形態等に合わせ適切な対応を図りましょう。
- 自社が管理するHPやSNSに対応方針を掲載したり店舗や事務所等に以下にお示しする“虹のステッカー”や“ラビーちゃんサイン”等を活用して掲出し、お客様に対して感染拡大防止策への理解や協力を求めましょう。

感染防止徹底宣言



虹のステッカー
(東京都)



ラビーちゃんサイン

- 予約制にするなど少人数での来店・来場を依頼し混雑を避けるよう配慮しましょう。
- 契約書や重要事項説明書の交付前に相手方に案内文等を事前に送付し説明時間の短縮を図るよう調整しましょう。
- 「IT重説」の活用も検討しましょう(賃貸は解禁済み。売買は国交省社会実験登録事業者のみ社会実験として実施可)。
- 媒介契約に関し、当面は依頼者への報告を得た場合には、契約書で予め定めた方法以外の方法によることも可能とします。更新の申し出についても、双方の合意があれば文書以外により申し出ることも可能とします。
- 顧客等の来訪者との面談の日時・場所・相手方等を記録し万一の感染の事態に備えましょう。

不動産業における新型コロナウイルス予防対策ガイドライン改訂版(国交省)*



新型コロナウイルス感染症対策サイト(東京都)



職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(公社)日本産業衛生学会



新型コロナウイルス感染症対策本部(首相官邸)



ラビーちゃんサイン



このガイドライン(概要版)は、国土交通省「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に準拠し、厚生労働省「健康医療相談の情報」や東京都総務局総合防災部の新型コロナウイルス感染症対策サイトの関連情報を一部引用しています。詳細は上記QRコードによりご確認ください。

「虹のステッカー」は、上記「新型コロナウイルス感染症対策サイト(東京都)」から入手できます。

令和3年1月8日に国交省の不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインが改訂されたため、このガイドラインも一部(表面の“感染リスクが高まる5つの場面”や上記“国交省ガイドライン改訂版のQRコード”)等を追加・修正(*印が付いている箇所)しました。